

平成30年9月18日

## オープンカウンター方式による見積依頼の公示

支出負担行為担当官

佐賀地方法務局長 森 一 朋

### 1 見積依頼に付する事項

- (1) 件 名                   ゼンリン住宅地図（19冊）購入契約
- (2) 履行期限               平成30年11月16日（金）
- (3) 仕 様                   仕様書による。

### 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは  
関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用  
するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい  
る者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

(4) 佐賀地方法務局オープンカウンター方式実施要領(以下「実施要領」という。)  
及び仕様書の交付を受けた者であること。

### 3 契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒840-0041

佐賀市城内二丁目10番20号 佐賀合同庁舎3階

佐賀地方法務局会計課用度係(担当 田島)

電話 0952-26-2150

### 4 実施要領及び仕様書の配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

平成30年9月18日(火)から同年10月16日(火)まで(土曜日及び  
日曜日を除く。)の8時30分から17時00分までとする。

#### (2) 配布場所

前記3のとおり

### 5 事前提出資料等

#### (1) 提出資料

本見積合わせに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成28・29・30年度の「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の  
写し 1部

イ 誓約書(役員等名簿を添付) 1部

※ 誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反  
することとなった場合は、その見積書は無効である。

ウ 見積書 1部

※ 見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を

含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

(2) 提出期限

平成30年10月16日（火）17時00分まで

(3) 提出場所

前記3のとおり

(4) 提出方法

前記3の場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、書留郵便により、前記(2)の期限までに必着で送付すること。

6 見積合わせの日時等

(1) 日時

平成30年10月17日（水）9時00分

(2) 方法

非公開にて実施する。

7 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

8 契約の相手方の決定

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

9 結果通知

見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当局ホームページで契約者名及び契約金額を公表する。

10 契約保証金の納付

免除する。

11 契約書又は請書の作成の要否

要しない。

12 その他

(1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(2) 詳細は、実施要領による。

以上